

# 秋田市 A ターン者採用支援事業

A ターン者の採用に係る費用を助成します。

## 1 事業目的

市内中小企業者（個人を除く。）に対し、採用情報の発信力の向上および人材の確保等を支援し、A ターン就職者の増加を図ることを目的とします。

## 2 補助対象者

市内の中小企業者であって、次のいずれにも当てはまる事業者

- (1) 市内に本社もしくは本店を有する法人事業者又は市内に支社、営業所、工場等が存在し、採用予定勤務地が市内にある法人事業者であること
- (2) 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構のA ターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」に求人情報を登録および公開し、A ターン登録者に対する求人活動を行っていること
- (3) 市税に滞納がないこと

## 3 対象経費

### < 求人情報発信支援事業 >

- (1) 大手就職・転職情報サイトに求人情報等を掲載する経費
- (2) A ターン求職者等を対象に開催されるA ターンフェア等合同企業説明会等に係る経費（ただし、社員の交通費および宿泊費等の経費は対象外）
- (3) 採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う経費
- (4) 採用に関する企業PR動画の制作やパンフレットの作成を行う経費

### < インターンシップ支援事業 >

対象となる企業のインターンシップ参加のために大学生等（短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する学生を含む。）が要した経費のうち、交通費および宿泊費で当該企業が実際に負担した費用で次に掲げるもの。

#### (1) 交通費

大学生等が県外の居住地からインターンシップを行う事業所等を往復するために必要な公的交通機関の使用に要した実費で領収書で証明できるもの。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外です。

#### (2) 宿泊費

インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）において、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費で領収書で証明できるもの。ただし、食事代を含む場合は、当該費用を除きます。

## 4 補助上限額

- ・ 求人情報発信支援事業：30万円（補助率1/2）
- ・ インターンシップ支援事業：大学生等1人につき3万円（補助率1/2）

裏面もご覧ください



## 5 必要書類

### (1) 補助金交付申請時

- ① 秋田市Aターン者採用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業収支予算書（別紙2）
- ④ Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」に求人情報を登録および公開していることを示す資料
- ⑤ 誓約書（別紙3）
- ⑥ 法人登記事項証明書
- ⑦ 納税証明書（完納証明書又は市税に未納がないことの証明書）
- ⑧ その他に必要な書類を提出していただく場合があります。

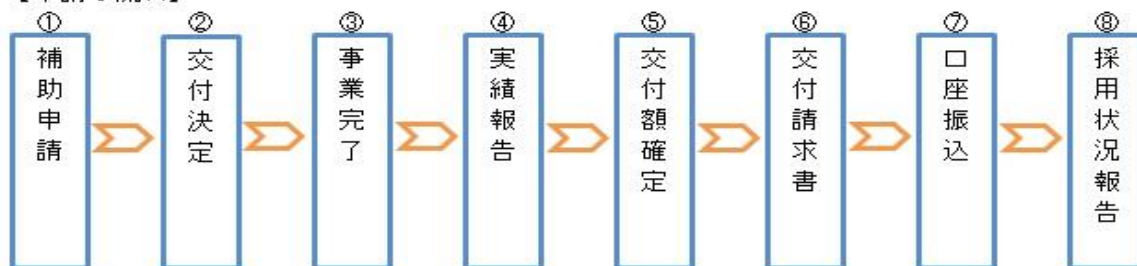
### (2) 実績報告時

- ① 秋田市Aターン者採用支援事業補助金実績報告書（様式8号）
- ② 補助対象事業完了後の写真又は成果物等（求人情報発信支援事業の場合）
- ③ 補助対象事業を完了した委託業者が発行する書類又は納品書等の写し（求人情報発信支援事業の場合）
- ④ 補助対象経費の支払を証明する領収書等の写し
- ⑤ その他に必要な書類を提出していただく場合があります。

※交付額の確定後、「秋田市Aターン者採用支援事業補助金交付請求書（様式10号）」を提出してください。

※補助事業の完了日の属する年度の翌年度の3月末までに、採用状況について「秋田市Aターン者採用支援事業補助金採用状況報告書（様式第11号）」により報告してください。

【申請の流れ】



## 6 注意事項

- (1) 申請は、補助事業の実施日の前日までに行う必要があります。
- (2) 事業は予算がなくなり次第、終了します。
- (3) 申請書等は市のホームページからダウンロードできます。

### ◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 移住定住担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階

電話 018-888-5487 F A X 018-888-5488

E-Mail ro-plpo@city.akita.akita.jp

<https://www.city.akita.lg.jp/iju-teiju/1012760/1020715.html>